

## 第12回船橋市動物愛護管理対策会議議事録

令和3年1月18日（月）

船橋市保健福祉センター3階

保健検査室、歯科検診室

### [議題]

#### ○開会前

1. 委嘱状交付
2. 委員紹介
3. 保健所長あいさつ
4. 事務局・職員紹介
5. 運営について

#### ○開会後

1. 会長の選任
2. 副会長の選任
3. 船橋市動物愛護管理対策会議第1回から第11回までの会議概要
4. 「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正（案）の骨子」に対する意見募集（パブリック・コメント）について
5. 船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドラインのあり方について
6. 次回の会議について
  - ・船橋市の動物愛護管理をめぐる主な課題検討スケジュール（予定）

### [開会前]

#### 1. 委嘱状交付

委員に対し、委嘱状の交付を行った。

#### 3. 保健所長あいさつ

○保健所長 委員の皆様方におかれましては、このたび、船橋市動物愛護管理対策会議の委員にご就任をいただき、また本日は、ご多忙な中、第12回目の会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。

会議開催にあたりまして、一言ご挨拶させていただきます。

コロナ禍ではありますが、この会議はこれまで大変貴重なご意見をいただき、また政策的にも非常に重いテーマについてご協議をいただいているものです。そのような背景を踏まえ、本日は、書面会議等では内容的に難しいと考え、会議形式でご出席をお願いして開催させていただきたいと考えています。

新しく委員となった方もおりますので、船橋市動

#### 2. 委員紹介

各委員から、自己紹介があった。

- ・泉谷清次委員（船橋市自治会連合協議会副会長）
- ・平川道雄委員（船橋市自治会連合協議会副会長）
- ・中村千香子委員（京葉地域獣医師会会員）
- ・切替輝美委員（一般財団法人 J-HANBS 千葉県支部長）
- ・駒田房江委員（千葉県愛玩動物協会代表）
- ・石川里世委員（公募市民）
- ・佐藤由紀委員（公募市民）
- ・南川学委員（千葉県弁護士会京葉支部所属）

物愛護管理対策会議について簡単に説明いたします。本会議は、動物の愛護及び適正飼養の確保を図り、行政、獣医師、自治会、地域住民、動物愛護団体等の各主体が協働して人と動物の共生するまちづくりを目的として、本市の動物行政における効果的な対策と推進の方策を検討するため、平成28年2月に設置しました。その後、令和元年度に「動物の愛護及び管理に関する法律」及びその規則等の改正が国で行われています。船橋市では、この会議におきましても、その国の動向を先回りしたようなご議論をいただいたところです。

この度、条例改正に向けて今準備を進めているところですが、年末年始にかけパブリック・コメントを行い、条例改正の手続きを進めております。また本日は、市の重要な課題の一つでもあります船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドラインのあり方についてご協議を開始していただきたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言下における会議ではございますが、それぞれご専門の立場から活発なご議論をお願いするとともに、保健所として引き続き新型コロナウイルス感染症予防へのご協力をお願いいたしまして、会議開催の挨拶とさせていただきます。

.....

#### 4. 事務局・職員紹介

保健所長、保健所理事、衛生指導課職員、動物愛護指導センター職員の紹介があった。また、保健所次長は本日欠席する旨の報告があった。

.....

#### 5. 運営について

- 衛生指導課長より、
- ・当会議は、船橋市動物愛護管理対策会議設置要綱に基づき、運営すること、
  - ・会議の公開・非公開については、所管課長である衛生指導課長において、公開とすること、会議録は公開しホームページ掲載すること、
  - ・傍聴者定員を5人として募集したが、本日6人の傍聴者がいること、

以上の報告があった。

---

[傍聴者入室]

14時15分開議

船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱第4条の規定により、会長選出までの間、所管課長である衛生指導課長が代行して、会議進行の職務を行う。

#### 1. 会長の選任

泉谷委員より、中村委員を推す発言があり、全員異議なく、中村委員が会長に決定した。

.....

○中村会長・あいさつ ご推薦により会長を仰せつかりました、中村と申します。この対策会議は、船橋市動物愛護管理対策会議設置要綱に基づいて、人と動物の共生するまちづくりを目的として、船橋市の動物行政における様々な議題に対して、効果的な方策を検討するために設置されています。委員の皆様とは活発にご意見を交換しながら、船橋市の現状に合った方策と一緒に検討していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

.....

衛生指導課長に代わり、中村会長が会議進行の職務を行う。

---

#### 2. 副会長の選任

駒田委員より、平川委員を推す発言があり、全員異議なく、平川委員が副会長に決定した。

.....

○平川副会長・あいさつ ただいま、ご推薦により副会長を仰せつかりました平川と申します。船橋市自治会連合協議会の代表ということで、地域の町会自治会の代表ということでもあります。

引き続き、船橋市の動物行政における様々な議題について効果的な方策を検討するために、十分に議論をさせていただきたいと考えております。どうぞ

よろしくお願いします。

### 3. 船橋市動物愛護管理対策会議第1回から第11回までの会議概要

[説明]

○動物愛護指導センター所長（スライドを掲示して説明） 資料2-3をご覧ください。委員の改選があり新体制となったので、船橋市動物愛護管理対策会議第1回から第11回までの会議概要について説明する。

スライド2ページをご覧ください。

船橋市動物愛護管理対策会議は、動物の愛護及び適正飼養の確保を図り、行政、獣医師、自治会、地域住民、動物愛護団体等の各主体が協働して人と動物の共生するまちづくりを目的として、本市の動物愛護管理行政における効果的な対策と推進の方策を検討するため設置され、平成28年2月から、今までに11回開催している。

スライド3ページをご覧ください。

これまで船橋市動物愛護管理対策会議では、船橋市の動物愛護行政の取組みと課題についてとして、①所有者による適正飼養に係る事項として、多頭飼育、犬のふんの不適切な処理、伸縮リード（フレキシブルリード）、飼い猫の屋外飼養、家庭動物の災害対策、狂犬病予防法に基づく犬の登録、狂犬病予防注射の推進等、②所有者の判明しない猫問題に係る事項として、飼い主のいない猫の不妊手術（TNR）事業、地域猫活動の検証、船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドライン、動物の適正飼養のための規制の強化、③動物愛護指導センターの業務及び普及啓発についてご協議いただいた。

また、(2)「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例」改正に関する検討についてご協議いただき、今年度12月から、条例改正に係るパブリック・コメントを実施した。

スライド4ページは、船橋市の動物愛護管理行政の取組みと課題をまとめた表を、第7回会議資料から抜粋したものです。所有者のいる犬猫と所有者の

いない犬猫に分類し、さらに飼養場所が屋内と屋外に分け、問題点、現況と取組み、市の課題をまとめた。問題点、市の課題について、赤色の部分は「所有者の判明しない猫問題」、青色の部分は「所有者の適正飼養」、緑色の部分は「市の普及啓発」、紫色の部分は「動物愛護指導センターの業務」と色分けして分類している。

スライド5ページをご覧ください。多頭飼育問題についてです。

多頭飼育に関する苦情や相談は、毎年発生しており、近年は、多頭飼育者からの引取り頭数も増加している。多頭飼育の問題には、飼い主の生活の支援、動物の飼育状況の改善、周辺の生活環境の改善の3つの観点から、動物愛護管理行政と福祉行政、ボランティア団体等と連携し対策を講じることが必要であり、動物愛護指導センターでは、市の福祉部局等へ説明会を行う等連携を図っている。また、多頭飼育に起因する問題を未然に防ぎ、不幸な動物を減らすためには、動物を多数飼育している実態を把握し、関係機関との連携等により支援を行うことが必要と考え、犬猫合わせて10頭以上飼養する者に対し多頭飼育の届出を条例に規定することをご協議いただいた。

スライド6ページをご覧ください。

犬のふんについては、飼い主のマナーとして自宅等の動物を飼養する場所に持ち帰り廃棄すべきだが、ふんを除去した後に、道路脇、植込み、公園等に埋めていく、ゴミステーション、雑木林等に投棄していく、道路の側溝に落としていく等の不適切な処理に対する対応が求められている。現行条例では、ふんを除去した後の処理について規定しておらず、犬のふんを不適切に処理をする方への指導が困難であったことから、条例にふんの持ち帰りを加え、規制を強化することをご協議いただいた。

スライド7ページをご覧ください。

犬の伸縮リード（フレキシブルリード）については、飼い主が犬を十分に制御できないことから、こう傷事故の原因となったり、犬が事故にあったりすることがあり、適正な取扱いが求められている。伸縮リードの適正な使用方法については、条例に基づ

く指導を行うほか、チラシやホームページ等で具体的な事例を示し、普及啓発していくことをご協議いただいた。

スライド8ページをご覧ください。

飼い猫の屋外飼養については、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持の観点と、周辺環境の保全の観点から、屋内飼養に努めることを条例に規定することをご協議いただいた。

スライド9ページをご覧ください。

家庭動物の災害対策については、災害発生時に、飼い主が自身の安全を確保し、ペットとともに避難行動をとることが必要であり、条例に、「災害時への備え及び災害発生時の動物の安全の保持と動物による事故の防止」を規定することをご協議いただいた。

また、市では、京葉地域獣医師会と災害協定を締結し、今年度は、災害協定に基づき京葉地域獣医師会との連絡体制等の構築を図るための訓練を実施した。

さらに、市立の小中学校、特別支援学校、高等学校については、災害時に避難所へペットと同行避難した場合に、ペットの受け入れができる体制を整備する取組みを行った。

スライド10ページをご覧ください。

狂犬病予防法に基づく犬の登録、狂犬病予防注射については、登録数が増加する中、注射実施頭数が減少傾向にあり、注射実施率が低下している課題がある。登録については、令和元年度の法改正により、犬の販売時にマイクロチップ装着が義務化されること、マイクロチップの装着が犬鑑札とみなされるようになることから、登録数の増加が予想される。一方、狂犬病予防注射の未接種者及び注射済み票の交付を受けていない者に対する指導方法及び普及啓発方法の検討が必要と考えている。

スライド11ページをご覧ください。

所有者の判明しない猫問題については、地域の実情に応じ、TNR事業、地域猫活動、動物愛護管理法に基づく引取り、猫避け機の貸し出しを行っていくことをご協議いただいた。これらに加え、昨年度の動物愛護管理法の改正により、不適切な飼養又は保

管、並びに、給餌又は給水する者への指導や立入検査権限が付与されたので、所有者の判明しない猫に無責任にエサを与えていた場合には、条例で規制するのではなく、法に基づき必要な指導を行う。

スライド12ページをご覧ください。

飼い主のいない猫の不妊手術(TNR)事業は、飼い主のいない猫の繁殖抑制を目的とし、平成28年度から開始した。平成29年度からは、協力動物診療施設においても不妊手術を行い、不妊手術実施頭数は、昨年度は400匹を超える頭数となっている。

スライド13ページをご覧ください。

飼い主のいない猫の不妊手術実施事業の課題と今後の方針について説明する。

課題として、(1)町会・自治会長の申請は、①負担が大きい、②町会・自治会長の承認が得られない、③町会・自治会に含まれない地域の猫をどうするか、(2)事業の評価、(3)不妊手術実施率があげられる。

これらに対する今後の方針として、(1)町会・自治会長の申請については、地域の環境問題対策として取り組むところもあるため継続し、負担の軽減については検討していきたいと考えている。(2)事業の評価については、不妊手術後の猫の生息状況等報告書の分析を進めるとともに、地区別の所有者の判明しない子猫の収容頭数、死体回収数と比較した検討や事業の効果についてアンケート調査を行うことを検討している。(3)不妊手術実施率については、現在、前期、後期で募集し不妊手術を行っているが、募集方法や手術期間について検討を行い、より不妊手術を行っていただける制度を検討していく。

スライド14ページをご覧ください。

地域猫活動の検証について、平成27年度に要綱を改正し、地域猫活動団体の登録要件を厳しくした結果、登録団体数が減少しており、地域猫活動のあり方についてご協議いただいた。

スライド15ページをご覧ください。

平成30年1月26日付け「船橋市動物愛護管理対策会議の意見取りまとめ」において、地域猫活動の団体登録制度については、地域猫活動は、地域の環境問題として、活動する地域の合意が必要となって

いることから、地域の町会等合意を必要とする改正を平成27年度に実施した。この改正で登録団体が減少しているところをみると、地域の合意が得られにくい状況にあることから行き詰まりが感じられ、現行登録制度の継続は困難と考えるので、新たな制度の構築について検討を願います。

今後の飼い主のいない猫対策については、地域猫活動やTNR活動は、地域住民の理解と協力のもと、飼い主のいない猫に不妊手術を施すことで、徐々に猫の頭数を減らし、猫に係る苦情や行政における猫の殺処分の減少を図り、行政と市民が協働して取り組むべき地域の課題あります。

飼い主のいない猫対策については、関係者間で十分な議論が必要であり、船橋市においては、地域の実態把握に努め、ガイドラインにおける飼い主のいない猫対策等現行制度の見直しを含めた対応策等を引き続き検討されたいとご協議いただいた。

スライド16ページをご覧ください。

船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドラインについては、作成から8~9年経過しているので見直しが良いのではないかとご協議いただいたことを踏まえ、条例改正に伴うガイドラインの整備の必要性、環境省のガイドラインに沿った見直し等、あり方を検討していきたいと考えている。

スライド17ページをご覧ください。

令和元年6月に動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、法第25条において、不適正飼養により、周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、原因者に対し指導、助言を行うことができると、規制強化が図られた。令和2年6月から改正法が施行されたことに伴い、所有者の判明しない猫に対して無責任にエサを与え、周辺の生活環境を損なわせている方を探知した場合は、動物愛護指導センターの職員が当該者に対し必要な指導等を行っている。

スライド18ページをご覧ください。

動物愛護指導センターでは、動物の健康及び安全の保持、動物が人に迷惑を及ぼすことの防止、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止

等のため、動物愛護指導教室、動物愛護週間行事の開催、犬猫のしつけ方教室を開催するほか、ホームページや広報紙等を通じ普及啓発を行っているが、令和元年度に行った市民意識調査では、「動物愛護指導センター」を知っていると回答した方は、約50%であった。また、令和元年の法改正により、動物愛護管理センターの業務として、普及啓発が法に明記されたこともあり、条例の「市の責務」に「動物の愛護及び管理に関する普及啓発」を行うことを明記し、市の姿勢として市民へ示し、さらなる普及啓発の強化を図ることをご協議いただいた。

スライド19ページをご覧ください。

本市は、平成15年の中核市移行に伴い、動物の飼い主に対する指導、動物による人の生命等に対する侵害の防止等に関する事項を定めた「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例」を施行し、市民の動物愛護精神の高揚と動物の適正な飼養を図るため、市民や動物愛護に関わる団体、事業者の皆様と共に動物愛護管理に係る取組みを進めてきた。その後、動物愛護指導センターの開設や動物の愛護及び管理に関する法律が大幅に改正される等、本市の動物愛護管理行政を取り巻く状況も大きく変化してきた。そこで、本市の動物愛護管理行政をより一層推進し、「人と動物が仲良く共生できるまちづくり」の実現に向け、条例の見直しについてご協議いただいた。

条例改正案の論点については、これまでに説明した内容に加え、定義の見直し、飼い主になろうとする者の責務規定、終生飼養が困難になった場合に譲渡する取組みを行なうこと等についてご協議いただいた。説明は以上です。

#### [質疑]

発言者なし

#### 4. 「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正（案）の骨子」に対する意見募集（パブリック・コメント）について

[説明]

○動物愛護指導センター所長（資料を用いて説明）

資料3をご覧ください。

パブリック・コメントを、令和2年12月9日から令和3年1月8日に行い意見を募集した。

条例改正の背景、目的は、本市では、平成15年の中核市移行に伴い、動物の飼い主に対する指導、動物による人の生命等に対する侵害の防止等に関する事項を定めた「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例」を施行し、市民の動物愛護精神の高揚と動物の適正な飼養を図るために、市民や動物愛護に関わる団体、事業者の皆様と共に動物愛護管理に係る取組みを進めてきた。その後、動物愛護指導センターの開設（平成19年4月）、動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「法律」という。）が大幅に改正される等、本市の動物愛護管理行政を取り巻く状況も大きく変化してきた。

そこでこの度、本市の動物愛護管理行政をより一層推進し、「人と動物が仲良く共生できるまちづくり」の実現に向け、条例の見直しを予定している。

条例の見直しにあたっては、条例の一部改正案に對しご意見を頂戴した。

条例改正内容は、(1)「飼い主」の定義を「動物の飼養をする者」から「動物の所有者又は占有者」と改め、飼い主とは「単に餌を与える等して飼養する者」ではなく、「所有者等として責任をもって飼養する者」であると明らかに示し、新たに災害対策等にも努めていただくことを求める。

(2)市の責務に「普及啓発」を加える。動物愛護指導センターでは、これまで動物の愛護及び管理に関する広報その他の啓発活動を実施しているが、条例上に明記し市の姿勢として市民の皆様等に広く周知するために規定する。

(3)市民の責務を市民等の責務と拡充し、また動物の「愛護」に加え「管理」に努めることを規定する。

(4)動物を飼い始める前に、動物の種類、習性等に関する知識の習得、周辺の生活環境に及ぼす影響、家族構成の変化及び動物の寿命等を考慮し、終生に渡り動物の飼養することに対して慎重に判断することが必要であることを新たに規定する。

(5)飼い主の責務に「終生飼養が困難になった場合にその動物を適正に飼養できる者に譲渡するための取組みを行うこと」、及び「災害時への備え及び災害発生時の動物の安全の保持と動物による事故の防止」について新たに規定する。

(6)飼い主の遵守事項に「犬のふんの持ち帰り」を強化し、現行の条例では「ふんを除去する」と規定されているため、除去した後に、放置する、埋める、側溝に捨てる、投棄する等の不適切な処理が問題となることから「持ち帰る」ことを明記する。また、猫のふん尿被害等による迷惑防止の観点と交通事故や感染症等の猫の健康と安全の保持という観点から、「飼い猫の屋内飼養に努めること」を加える。

(7)犬猫の多頭飼育に起因する生活環境への影響や動物の虐待等の問題が顕在化しており、これらの問題を防ぐには、動物を多数飼養している実態を把握することが重要であることから、犬又は猫の数を合計して10頭以上飼養する場合に、「多頭飼育の届出制度」を新たに規定し、届出を怠った者及び虚偽の届出をした者に過料を科すことができるようとする。

条例は令和3年4月1日に公布し、3か月の周知期間を設けた後、令和3年7月1日の施行を予定している。

.....

[質疑]

発言者なし

---

5. 船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドラインのあり方について

[説明]

○動物愛護指導センター所長（スライドを掲示して説明）

船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドラインのあり方について説明する。資料4のスライド1ページをご覧ください。

船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドラインの作成までの経緯です。作成の背景として、平成20

年度から平成 21 年度の 2 年間、市民協働課が市民協働モデル事業として「所有者のいない猫に対する地域における取組み」として「地域猫活動」を行った。その後、「地域猫活動」事業を保健所衛生指導課が所管することとなり、船橋市における猫の飼育・管理の適正化を図り、猫に関するトラブルを減少させるために、「船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドライン」を作成するとともに、地域猫活動の本格始動に向け、船橋市地域猫不妊手術助成金交付要綱等の整備を行った。

スライド 3 ページをご覧ください。

前のスライドを時系列で整理した表です。2 年間のモデル事業の評価として、団体のふなばし地域猫活動側が、「行政が共に取り組んだことで、問題の解決策として市民権を得る効果が加速した」、市側が、「活動した地域で成果が評価されつつあるが、ボランティアの育成、地域住民が参加しやすい活動にすることが今後の課題」、行政パートナーが、「市民も色々な認識の人がいるので今後はマナーの徹底、ルール作り、法整備が必要であるが、公益性は有効と判断できる」と評価した。その結果を受け、平成 22 年に船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドライン検討会が設置され、平成 23 年にガイドラインを発行し、船橋市地域猫不妊手術助成金の交付事業として地域猫活動団体登録制度を開始した。

スライド 4 ページをご覧ください。

市のガイドラインの構成です。基本的な考え方として、当面の間の対策として、飼い猫や地域で生息するこれらの猫達の適切な管理の一手段として、不妊手術を推進し、猫の数をコントロールしながら、現在無秩序に屋外で生活している猫を、飼い主、世話をする人、地域住民等が適切な飼育管理を行うことで、猫の飼育に伴う近隣への迷惑等の問題を減少させるとともに、飼い猫は完全屋内飼い、飼い主のいない猫は地域猫へと移行させ、「人と猫の共生」の実現を目指すというもので、7 の飼い主のいない猫対策で地域猫活動について説明をしている。

スライド 5 ページをご覧ください。

このような経緯で船橋市では地域猫活動の取組みを開始したが、地域猫活動について地域住民からの

苦情が寄せられるようになった。

具体的には、地域の合意の問題として、地域の合意を得ることが難しいという課題があるなか、地域住民からは、知らないうちに活動が開始された、活動者が分からぬ等の苦情があった。

エサやりについては、エサの管理やエサを与える場所について課題があるなか、地域住民からは、エサを与えることにより猫が集まるほか、ハエ等の発生や鳥のふん便といった被害の苦情も寄せられた。

その他、庭園、畑等でのふん尿の問題、子猫が生まれたり猫の数が減らないという問題、地域に生息する猫が地域猫か野良猫か区別がつかない、被害の責任の有無があいまいといった問題が上がった。

地域住民からは、猫の忌避剤等の購入等、被害を受けた者が費用を負担しなければならないといった苦情も寄せられ、猫に関するトラブルを減少させるために開始した地域猫活動でしたが、地域猫活動によるトラブルへの対応が大きな課題となつた。

スライド 6 ページをご覧ください。

平成 23 年から始まった地域猫活動登録団体数と地域猫不妊手術助成金交付数そして、参考として飼い主のいない猫の不妊手術実施事業で行われた不妊手術実施数です。

前のスライドにあったような課題を受け、特に、地域の合意の問題や不適切な場所でのエサやりに対応するために、平成 27 年度に「船橋市地域猫不妊手術助成金の交付に関する要綱」を改正し、登録要件に町会・自治会の同意、土地所有者の同意、2 年ごとの更新制度を加え、地域猫活動の適正化を図った。その結果、平成 27 年までは地域猫活動団体数は増え最大 46 団体となったが、平成 28 年からは団体が減少することとなった。

また、地域猫の不妊手術助成金交付数は、平成 25 年の 231 匹をピークとしてその後減少している。これは、地域猫活動を行う地域で管理する猫の不妊手術が 8 割を超えたため、不妊手術数が伸びなかつたことが考えられる。

一方で、平成 28 年度から飼い主のいない猫の不妊手術事業を開始したことから、地域猫活動団体の登録をしなくとも、町会自治会長の申請により無料で

地域の飼い主のいない猫の不妊手術を行えるようになり、さらに、地域猫活動団体の登録数は減少した。一方、飼い主のいない猫の不妊手術事業による不妊手術実施数は毎年増加しており、昨年度は400匹を超える猫の不妊手術を実施している。

スライド7ページをご覧ください。

国は、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」及び「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」において、「住宅密集地等において地域住民の十分な理解の下に飼い主のいない猫への不妊去勢の徹底や給餌若しくは排せつ物の管理等を実施する地域猫活動の在り方に関し検討を加え、適切な情報発信を行うこと。生活環境被害の防止や犬又は猫の適正飼養の観点から、所有者等のいない犬又は猫に対する後先を考えない無責任なエサやり行為が望ましくないことについての普及啓発の強化や、地域猫活動に対する理解の促進等を通じ、所有者等のいない子犬及び子猫の発生を防止するための取組みを推進すること。地域猫活動は、「猫」の問題でなく「地域の環境問題」としてとらえ、地域計画として考えていく必要があること。」を示している。

平成23年度から、地域猫活動の取組みを行い、約10年が経過した現在も猫によるトラブルの減少に至っていない。それは、市のねこの飼育・管理に関するガイドラインによる情報発信の内容が必ずしも適切なものでない可能性があることから、地域猫活動のあり方やガイドラインの内容を改めて検討する必要があると考えている。

スライド8ページをご覧ください。

国は平成22年に住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドラインを発行している。このガイドラインは、犬や猫の飼い主、これから飼い主になる人、地域住民が共通の理解をもって犬や猫と暮らしていくための方法について記載されている。また、飼い主のいない猫の扱い方についての基本的な事項も記載されている。船橋市においては、平成22年のガイドライン検討会で、国のガイドラインを参考に検討を行ったが、地域猫活動に取組みやすくなるように

考え作成した経緯がある。

スライド9ページをご覧ください。

ここからは、国と市のガイドラインの地域猫活動の部分の比較について説明する。それぞれの項目、これは先ほどのスライドで説明した地域猫活動の課題と地域住民からの苦情に合わせたもので、それについて国と市でどのように表現されているか抜粋して比較している。この比較をすることにより市のガイドラインに足りていない部分や市独自の部分が見えてくる。

まず、地域の合意と活動のルール作りについてです。国も市も地域の合意は必要であると記載しているが、国はそれに加え、周辺住民の理解の必要性や、活動についての関係者の意思の統一が必要であるとの記載があるほか、活動のルールとしてトラブル発生時の対処や、地域住民を集めての説明会を開く必要性について記載している。

下の枠内で説明しているのが、市のガイドライン検討会において、委員等から出された意見について抜粋したものです。ガイドライン検討会では、地域猫活動を行うにあたり地域の合意がなくてはできない活動と議論されていた。一方、委員から町会自治会の理解を得るのは難しいとの意見があったほか、周辺住民の理解と地域の合意について区別した議論がなされなかつたために、周辺住民の理解について市のガイドラインから抜け落ちてしまったと考えられる。加えて、活動のルール作りについて市のガイドラインの原案に記載がないために議論がされず、市のガイドラインには記載されなかった。

スライド10ページをご覧ください。

エサやり、給餌の管理です。置きエサをはじめとして、エサ場の不衛生は多くのトラブルの原因となるため、しっかりと記載が求められるものだが、検討会にて、このようなことは、近所の方と話し合って決めればいい、という意見が委員からあり、結果として、市のガイドラインには給餌の管理については最低限必要な事項を記載することとなった。

スライド11ページをご覧ください。

次にトイレの設置についてです。国も市も地域の

合意の得られる場所に設置するという点は一致しているものの、市の方はトイレ周辺の定期パトロールについての記載がないために、トイレ以外の場所での排泄に対する清掃等の対応が、能動的ではなく、受動的なものになっている。検討会では、パトロールの実施は難しいとの意見が委員からあった。また、市のガイドラインには、猫が好むトイレの材質等について記載している。

スライド12ページをご覧ください。

不妊去勢手術についてです。ガイドライン作成当時は、不妊手術可能な月齢や不妊手術後の識別の方法について、あまり知見が得られていなかったことから、国に比べ市は少ない記載になっている。これらについても、必要な事項については加える検討が必要と考えている。

スライド13ページをご覧ください。

次の項目は、猫の管理・譲渡についてです。市は、管理する猫の把握について、首輪、名札等の識別措置の必要性の記載がない。首輪、名札等については、検討会では、個体の把握は大事だが、把握の方法は地域で話し合えばいい、との意見があった。また、世話をしている猫を他の猫と区別することは、地域に生息する猫が地域猫なのか、他の猫なのか、地域住民が区別して対応するために必要な措置を考えるが、検討会ではこの議論はされていなかった。

スライド14ページをご覧ください。

苦情対応及び迷惑防止策についてです。国は、苦情対応の主体は活動団体であり、その代表者を明らかにする必要があると記載があるが、市のガイドラインは、苦情対応は市が行うと記載されている。検討会では、委員から、代表者を明らかにすることを記載することは、活動者にとって強制的に思えるという意見や、地域猫活動が実践できる給餌者を活動しやすくし、猫が嫌いな方はなかなか協力してくれないので、地域猫活動が上手くいけば、猫が嫌いな方も利益を得ますということをアピールする文章にし、地域猫活動の成果が上がる状況にしなければならないという意見があった。また、市側は、地域猫活動を進めていくことで苦情対応をしなければならないことが想定されるが、活動をしやすくするため

には、ある程度行政が関わる必要がある、と示していた。

まずは地域猫活動を取組みやすくし、地域猫活動を推進するために、地域猫活動が実践できる給餌者が活動しやすいガイドラインの内容となったことが考えられる。

スライド15ページをご覧ください。

船橋市地域猫不妊手術助成金の交付に関する要綱についてです。本要綱は、市のガイドラインをもとに、平成24年に制定し、平成25年に団体登録の要件を加える改正を行い、平成27年に登録要件に活動場所の土地所有者の同意、町会自治会等の同意を加えるとともに、2年ごとの更新制度の追加を行った。要綱制定時は市のガイドラインに沿ったものだったが、市の事業として地域猫活動を進めるにあたり地域の合意は重要であり、市のガイドラインと比べると、より具体的な要件を規定するものとなった。

のことからも、市のガイドラインの地域猫活動の内容についても検討が必要と考える。

スライド16ページをご覧ください。

以上、国と市のガイドライン、船橋市地域猫不妊手術助成金の交付に関する要綱を比較したが、市のガイドラインは、「猫の給餌者が地域猫活動を行いやすくし、市に根付かせること」を重視していたため、給餌者主導の活動となってしまい、地域猫活動による生活環境の被害やトラブルが多く発生する結果となってしまった。そこで、船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドラインのあり方、地域猫活動のあり方についてご協議いただきたいと考える。

船橋市では、ねこの飼育・管理に関するガイドラインを作成しているが、犬の飼い主向けのガイドラインや、近年、は虫類等の飼養者も増えており、そのような動物の飼養者向けの適正飼養ガイドラインが必要ではないかという声もある。

また、飼い主のいない猫対策として、市のガイドラインには地域猫活動に特化した記載となっているが、TNRやその他の対応策についても記載し、飼い主のいない猫対策について正しく理解してもらうことが必要と考える。

一方、国の「住宅密集地における犬猫の適正飼養

「ガイドライン」を推進していくことでは不十分か検討する必要もある。

[質疑]

○平川副会長 スライド 15 ページの船橋市地域猫不妊手術助成金の交付に関する要綱については、スライド 6 ページの地域猫不妊手術助成金交付数に関するが、平成 27 年に要綱の改正があり、平成 28 年に 2 件助成金の交付があり、その後は助成金の交付はないということでしょうか。

○動物愛護指導センター所長 平成 28 年度から、船橋市飼い主のいない猫の不妊手術事業で、無料で不妊手術ができるようになった。平成 27 年度までは、助成金として、例えば平成 27 年の改正後は、雄 5,000 円、雌 10,000 円を助成し、超えた部分は市民が負担することになっていたが、平成 28 年度からは無料で手術ができるようになり、それ以降制度としては、飼い主のいない猫の不妊手術事業に移行している。この要綱については、新たな地域猫活動団体の登録申請は無くなっている。

○平川副会長 スライド 15 ページの船橋市地域猫不妊手術助成金の交付に関する要綱について、生きているか生きていなか聞きたい。平成 28 年は 2 件交付があり、平成 29 年からは無くなっている。平成 28 年から、飼い主のいない猫の不妊手術事業が始まり無くなつたというが、平成 29 年は 164 頭ともの凄くニーズが増えている。

要するに、この TNR の制度ができたからといって、以前の助成でも本来はできる。しかし、地域猫活動をしていないとできない。個人ではできない。地域猫活動をしていないとできないという中で、地域の合意が得られなくて地域猫活動に入れなかったということがあるのかないのかを検証しているか。

○動物愛護指導センター所長 要綱は、まだ廃止されていない。これまで説明した中で、様々な課題があった。要綱の作りに問題もある。ガイドラインの見直し、あるいは要綱の見直し、そういったところを今後対策会議でご意見をいただきながら、船橋市の地域猫活動に対する方向性を定めた上で助成金の

交付の取扱いについても決めていきたいと考えている。

○平川副会長 分かりました。

---

## 6. 次回の会議について

### ・船橋市の動物愛護管理をめぐる主な課題検討スケジュール（予定）

[説明]

○動物愛護指導センター所長 資料 5 をご覧ください。本日、令和 3 年 1 月 18 日は第 12 回動物愛護管理対策会議を開催しています。内容については、今ご協議いただいたとおりです。

次回の会議は、令和 3 年 3 月に第 13 回の会議の開催を予定しています。この会議では、地域猫活動のあり方に関する検討、また条例の改正に合わせ、船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドラインについてご協議いただきたいと考えている。

○中村会長 では、次回の会議は、地域猫活動のあり方に関する検討、船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドラインについて引き続き議題としたいがいかがか。

[「異議なし」の声あり]

○中村会長 では、そのように決定する。なお、委員の皆さまには、地域猫活動や市のガイドラインのあり方について、本日協議した内容を受けて、さらに意見等があれば書面で提出していただきたい。次回の会議は、その意見を取りまとめて議題としたい。先程配布した、意見提出用紙を、期日までに事務局へ提出してください。

次回の会議は、3 月とし日時は事務局と調整することによろしいか。

○駒田委員 できれば、オンラインか、書面での会議を希望する。また、事前の資料がある場合は、もう少し早くいただけると助かる。

○動物愛護指導センター所長 会議の形式に関しては、今回もどうするか迷ったが、議題が重く、会議

当初に保健所長から説明したとおり、今回は会議形式をとらせてもらった。次回についても、今のご意見を踏まえ、所内で検討する。

資料の送付については、なるべく早く送付できるよう努める。資料の送付が遅れご迷惑をかけた。

○中村会長 他に発言はあるか。

○南川委員 これから議論するガイドラインの捉え方について確認させていただきたい。これから作るガイドラインは、どういったものが良いのかというイメージを教えていただきたい。前回の船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドラインというのは、指導の対象の内容や、こうすればよりよくなるのではないかという提案も含めており、ガイドラインプラスアルファも付いていると思う。今後も、そういうものを作りたいのか、それとも最低限のミニマムスタンダードを作るのかという、その辺りのガイドラインについてどう考えていくのかというところを教えていただきたい。

○動物愛護指導センター所長 ガイドラインの今後の方向性については、今現在あるガイドランをどうしていくかというところがある。また、国が先にガイドラインを発行しているので、環境省のガイドラインをそのまま使うのか、あるいはそのガイドラインを基にして、船橋市も作っていくのか。あるいは、猫だけに特化するのかということも今後ご協議いただきたいと考えている。また、飼い主のいない猫について、条例で触れられていない部分があるので、そういったところについては、条例を補完するものとしてガイドラインを位置づけられるところがあれば、そのような形も検討しているところである。

○南川委員 前回のガイドラインを見ると、2ページの5番、猫の本能、習性というのは、分かりやすく書いてあるのは良いが、ガイドラインの内容では本来ないと思う。こちらは、パンフレットを兼ねているので入っていると思う。なので、ガイドラインとパンフレットを別に作るのか、このガイドラインは両方狙ったものかと見受けられるが、その辺りを整理していかないと、猫のトイレの盛り土云々は、そうしなければいけないのか、そうするのが望ましいのかという話も出てくる。望ましいということだ

と、色々なやり方があることとなる。最低限こうしなければいけないということだと、ガイドラインとしてこう決めるということ。その辺りの議論の整理が前回までのものを見ていると必要かと感じた。その辺りも、今後検討していくという趣旨と承ったがよろしいか。

○保健所長 今日は、ガイドラインの関係について1回目ということで、国のガイドラインと今までの市のガイドラインを比較しやすいようにコンパクトに整理した。その中で、単なる比較だけではなく、経緯も含めてコンパクトに説明をさせていただいた。実際のところ、大きな問題としては、国は基本的に猫だけではなく犬も含めて、あるいは、猫の場合は地域猫だけでなく飼い猫の屋内飼養等、幅広い観点で作られている。また地域猫に関しても、市の現在のガイドラインと国の地域猫活動の概念が少し違っている状態がある。その辺りも、市としてどのように考えていくべきなのかといったことがある。そもそも、定義のありかた自体からして記載上異なっているので、その面も含めどうあるべきか、ベーシックなところから再度ご議論を開始していただき、住民との関係としてどうあるべきなのか等、基本的なところからもう一度ご議論をお願いし、今後ガイドラインのあり方についてしっかりと検証しながら活発なご意見を頂戴したい。

○中村会長 それでは、お配りした書面でそれぞれの意見を書いていただけると助かる。他に発言はあるか。

○石川委員 少しガイドラインとは話がずれてしまうかもしれないが、飼い主のいない猫に関して、最近自分の地域猫活動をしている場所で、猫があまり好きでないかたからご意見があった。飼い主のいない猫に対しここで地域猫活動を行っています、ここに猫はご飯をあげているが手術もしています、というような皆がパッと見て分かるような看板のような物を今後市で作成する予定はないか。

○動物愛護指導センター所長 看板を作成して配るかどうかについても、今後検討が必要な課題になる。ご意見として承る。

スクリーンに表示した看板は以前に作っていた看

板だが、掲示者が船橋市動物愛護指導センターとなつてゐる。国のガイドラインでは、活動者が誰なのか分かることになる。やはり、知らないところで活動されてしまつて、知らないうちに活動が始まり、車を傷つけられている等、あるいは、庭にトゲトゲを置いたり、全てコンクリートのたたきにした等、活動に対する意見を言う場がないことで、そういうことがあつた場合には、おそらく怒りが収まらない。動物愛護指導センターには、そのような、自称地域猫と言うような方の被害についての問い合わせや苦情が、毎日非常に多くある。やはり活動者の明示、トラブルの解決についての方法、事前の住民の理解等が、地域猫活動を行う上で非常に重要なことになる。そのような状況で、地域猫活動を推進していく上では、看板も必要だろうし、ガイドラインの見直しも必要と考えており、その辺りを事務局でまとめ次回ご意見を頂戴したいと考えている。

○駒田委員 今の話の中で、クレームが毎日のように来ていますとあつたが、クレームがあつたときにはどのように対応しているか教えていただきたい。

○動物愛護指導センター所長 クレームを言ってくる方は匿名の方が非常に多い。やはり、地域に非常に配慮をしており、地域とトラブルになりたくないというようなことで、苦情等を申し出てくる。地域猫活動に対しての苦情というよりも、エサやりに対しての苦情が非常に多い。その方達に、誰がエサを与えていたかが分かっている場合には、動物愛護指導センター職員がその方を訪問し、事実の確認をした上で、エサをあげるのであれば、不妊手術をして、トイレを作つて、地域の理解を得て行ってください、あなたの活動に対し苦情が来ていますということを助言している。

○中村会長 他に発言はあるか。無いようなので、本日の議事は全て終了とする。

を閉会する。

### 15時30分閉会

#### 〔閉会後〕

○衛生指導課長 中村会長ありがとうございました。また、委員の皆様には、円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

本日の議事録については、調整でき次第、委員の皆様に送付させていただくので、内容のご確認をお願いしたい。

本日は、ありがとうございました。

---

#### 〔出席委員〕

中村会長  
平川委員  
泉谷委員  
切替委員  
駒田委員  
石川委員  
佐藤委員  
南川委員

#### 〔関係職員〕

筒井保健所長  
小出保健所理事  
岩田衛生指導課長  
竹田衛生指導課長補佐  
鈴木動物愛護指導センター所長  
千葉動物愛護指導センター副主査  
松下動物愛護指導センター技師

#### 〔傍聴者〕

6名

---

○中村会長 以上で、第12回動物愛護管理対策会議